

瀬戸市保育所における保育の利用に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 12 号

瀬戸市保育所における保育の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条に規定する保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の利用の申込み)

第 2 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 20 条に規定する認定（支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる区分に限る。）を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）が、保育所（法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、保育所等入所申込書（保育台帳）兼施設型給付・地域型保育給付費等支給認定申請書を、福祉事務所長に提出し申し込まなければならない。

2 前項の申込みは、支援法第 20 条第 1 項に規定する申請と併せて行うことができる。

3 第 1 項の申込みには、支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する内閣府令で定める事由に該当することを証明する書類その他福祉事務所長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、前項の申請と併せて申込みを行う場合において、既に必要と認める書類の提出があったときは、これを要しない。

(保育の利用の決定等)

第3条 福祉事務所長は、法第24条第3項の規定に基づく利用についての調整（以下「利用調整」という。）を行った結果、利用できる保育所があるときは、保育利用決定通知書により支給認定保護者に通知するものとする。

2 前項に規定する利用調整は、別に定める基準により行うものとする。

3 福祉事務所長は、調整の結果、利用できる保育所がないときは、保育利用保留通知書により支給認定保護者に通知するものとする。

（保育所入所の決定等）

第4条 利用調整の結果、保育所の入所が決定した場合は、保育利用決定通知書の通知をもって当該決定した旨の通知とする。

（保育所の利用に係る負担額等の通知）

第5条 瀬戸市保育所条例施行規則（平成27年瀬戸市規則第10号）第6条1項に規定する負担額及び瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）附則第3条第1項に規定する額の通知は、同規則第14条及び第15条に規定する通知をもってこれに代える。

（保育所の利用期間）

第6条 保育所の利用期間は、支援法第21条に規定する支給認定の有効期間の範囲内とする。

（保育所の退所の手続）

第7条 支給認定保護者は、当該支給認定保護者の児童について、保育所を退所させようとするときは、退所させようとする日の属する月の前月末日までに保育所退所届を福祉事務所長に提出しなければならない。

（保育所利用の解除）

第8条 福祉事務所長は、保育所の利用を解除したときは、保育所利用解除通知書により支給認定保護者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、保育の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。